令和２年５月26日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針の変更及び

緊急事態解除宣言について （依頼）

平素から，県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針の変更及び緊急事態解除宣言について，令和２年５月25日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては，引き続き，「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」※や「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年３月）等に沿った対策を適切に講じつつ，廃棄物処理業務を安定的に継続していただくよう，貴会員への周知をお願いします。

（※）<https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200521corona_guideline.pdf>

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）